

三次市教育委員会告示第13号

三次市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和5年6月30日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

(設置)

第1条 教育委員会は、市行政内部との連携を図り、三次市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、三次市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画体系の検討
- (2) 計画素案の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は、両副市長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員は、別表第1のとおりとする。

5 委員会に幹事会を置き、別表第2に掲げる者で構成する。

6 幹事会は、前条に掲げる所掌事務について関係部局との連絡調整に当たるとともに、計画の素案について委員会に提案し、内容について協議

するものとする。

7 幹事会の会議は，必要に応じて幹事長が招集する。

8 委員及び幹事の任期は，任命した日から計画策定の日までとする。

(会議等)

第4条 委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

2 委員会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

3 委員長は，会議上必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会は，原則として公開とする。ただし，委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは，非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報を扱うとき。

(2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。

(3) 公開することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(4) その他，公開に適さないと委員長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第6条 委員会の資料及び会議録は，原則として公開とする。ただし，委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは，その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，教育委員会文化と学びの課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員	経営企画部長，地域振興部長，福祉保健部長，子育て支援部長，教育委員会教育次長その他委員長が必要と認める職員
----	---

別表第2（第3条関係）

幹事長	教育委員会文化と学びの課長
副幹事長	教育委員会事務局付課長，教育委員会学校教育課長
幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 経営企画部企画調整課，地域振興部地域振興課，地域振興部定住対策・暮らし支援課，福祉保健部健康推進課，子育て支援部子育て支援課，教育委員会文化と学びの課，教育委員会学校教育課